

2020 年度入学試験問題 出題趣旨（民事訴訟法）

問 1

争点整理手続終了後の攻撃防御方法の提出について、時機に後れた攻撃防御方法の却下（民訴 157 条）に関する基本的な規律内容の理解を問う問題である。弁論準備手続終了後の新たな主張の提出については理由説明義務が課されるが（民訴 174 条・167 条）、それ自体に制裁はなく、157 条の要件（当事者の故意・重過失等）の中で検討される。なお、裁判上の自白の効力は本問には関係しない（売買契約の成立＝請求原因について自白が成立していても、虚偽表示の主張は新たな抗弁であり、自白の撤回には当たらないからである）。

問 2

一部請求後の残額請求における判決効についての基本的理解を問う問題である。前訴は明示の一部請求であるので、判例によれば、既判力は 800 万円の部分についてのみ生じる（700 万円の請求認容、100 万円の請求棄却）。残部 200 万円については、既判力は生じないが、やはり判例によると、前訴判決が一部棄却である場合は、残部についても審理判断がされており、その請求は蒸し返しとなり、信義則に反する（最判平成 10・6・12 民集 52-4-1147）。したがって、後訴 300 万円の請求については、100 万円部分が前訴判決の既判力に反し請求棄却となり、200 万円部分は信義則に反し訴え却下となる。なお、民訴法 114 条 2 項（相殺の抗弁に係る既判力）の規定は本問には関係しない。